

名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや 指定医療型障害児入所支援利用契約書

_____（以下「扶養義務者」という。）と社会福祉法人むつみ福祉会（以下「事業者」）は、名古屋市重症心身障害児施設ティンクルなごや（以下「施設」という。）の利用を希望する扶養児童_____（以下「利用者」という。）に対して提供する医療型障害児入所施設支援（以下「施設支援」という。）について、以下の通り契約します。

第1条（目的）

この契約は、児童福祉法等関係法令の理念に則り、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までとします。契約内容に対して双方に異議がなく、引き続いて受給者証が交付された場合は、その期間を自動延長することができることとします。

第3条（個別支援計画）

サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

- ① 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。
- ② 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

第4条（支援の内容）

事業者は、別紙「重要事項説明書」に基づいて、利用者に次のサービスを提供します。

- ① 相談・助言
- ② 食事などの日常生活上必要な介護
- ③ 健康、安全、衛生への配慮
- ④ 安心できる生活の場の提供
- ⑤ 利用者の適性に配慮した日中活動の提供
- ⑥ 利用者の特性に合わせて必要となる個別支援

第5条（利用料金）

扶養義務者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービスの料金の所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が市町から代理受領をした場合は、扶養義務者は直接支払う必要はありません。

- 2 事業者は、利用者が介護給付費対象外サービスを受ける場合は料金を請求します。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ扶養義務者に対しサービス内容及び料金について説明を行い、扶養義務者の同意を得ます。

第6条（利用料の支払い方法）

扶養義務者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに発行します。
- 3 扶養義務者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月末日までに支払います。
- 4 事業者は、扶養義務者から利用料金の支払いを受けた時は、扶養義務者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第7条（事業者の基本的姿勢）

事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会生活への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で必要なサービスを適切に行ないます。

- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に努めます。（安全配慮義務）

- 2 事業者は、本契約にもとづくサービスの内容について、扶養義務者に対し必要に応じて適切な説明をします。（説明義務）
- 3 事業者及びサービスに従事する職員等は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の個人の情報について、正当な理由がある場合を除き、第三者に漏洩することのないようにします。（守秘義務）
- 4 事業者は、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合を除いて、身体的拘束の他、利用者の行動を制限する行為を行いません。（身体拘束等の禁止）
- 5 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。必要があれば、扶養義務者の請求により利用者本人へのサービスに関する記録の閲覧ができます。

第9条（虐待防止のための措置）

事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

第10条（事故と損害賠償）

事業者は、利用中に事故が生じた場合には、速やかに市町村並びに利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第11条（本契約の終了）

本契約は、以下の各号に掲げる事由に該当する場合、終了するものとします。

- 1 扶養義務者は、30日以上前に事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。但し、次の事由に該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - ② 事業者が守秘義務に違反したとき
 - ③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき
- 2 事業者は、次の事由による場合には、扶養義務者に通知することにより本契約を解除することができます。
 - ① 扶養義務者が事業者へ支払うべきサービスの利用料を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三予告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期限までに利用料の支払いがないとき
 - ② 天災、その他やむを得ない事由により施設に重大な毀損があり、サービスが提供できなくなったとき
 - ③ 利用者が、他の利用者に対し、生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないとき
 - ④ 利用者又はその家族が、事業者又は施設に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なったと認めるとき
- 3 利用者が死亡したとき

第12条（苦情解決）

扶養義務者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口（施設の苦情受付担当者、第三者委員、名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課（電話番号：052 - 972 - 3965）、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の運営適正化委員会（電話番号：052 - 212 - 5515））に、苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、扶養義務者が苦情申し立てをした場合も、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

第13条（その他）

この契約に定めのない事項については、事業者は児童福祉法その他の関連法令に従い、扶養義務者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各一通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名
(署名代行者)
(続柄)

㊟

扶養義務者住所

扶養義務者氏名

㊟

(続柄)

事業者所在地
事業者名称
代表者

名古屋市中区古渡町9番18号
社会福祉法人むつみ福祉会
理事長 水谷 正人 ㊟